

～条例一覧表～

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	．．．． P 1
熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	．．．． P 3
熊本県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例	．．．． P 4

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の2中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4」の次に「第1号」を加え、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こど

も園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「平成 28 年度及び平成 29 年度」を「平成 30 年度及び平成 31 年度」に改める。

第 10 条中「平成 28 年度及び平成 29 年度」を「平成 30 年度及び平成 31 年度」に改める。

第 11 条中「57 万円」を「62 万円」に改める。

第 13 条第 1 号イ中「第 93 条、第 96 条及び」を「第 93 条第 1 項及び第 2 項、第 96 条並びに」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「27 万円」を「27 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「49 万円」を「50 万円」に改める。

第 23 条中「被保険者に」を「被保険者及び法第 55 条又は法第 55 条の 2 の規定の適用を受ける被保険者に」に改める。

第 24 条第 1 項中「法第 55 条」を「法第 55 条又は法第 55 条の 2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

熊本県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 情報処理機器（これに付随するソフトウェアを含む。簡易なものに限る。）その他の事務用機器等の物品の借入れに関する契約（これらに付随する保守管理に関する契約を含む。）であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的なもの
- (2) 経常的な役務の提供を受ける契約であって、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があると認められるもの（複数年にわたり契約を締結することを要するものに限る。）

(契約期間)

第3条 長期継続契約の契約期間は、5年間を上限とする。ただし、広域連合長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。